



2019年4月25日

各位

会社名 ナノキャリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富 一郎
(コード番号: 4571)
問合せ先 取締役 CSFO 兼社長室長 松山 哲人
(TEL 03-3241-0553)

第三者割当による行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）並びに第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合（以下「ウィズ・ヘルスケアファンド」といいます。）及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（以下、「THEケンコウFUTUREファンド」といい、ウィズ・ヘルスケアファンドとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）の方法による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といいます。）並びに第17回及び第18回新株予約権（以下、それぞれを「第17回新株予約権」及び「第18回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせて、個別に又は総称して、「本件発行証券」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で投資契約書（以下「本投資契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び第17回新株予約権の発行に係る払込みについては、金銭による払込みに代えて、当社が2015年10月8日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存社債」といいます。）が出資される予定であり、本新株予約権付社債の募集に関しては、実質的には本既存社債の条件変更（リファイナンス）としての効果を有することとなります。

1. 募集の概要

(1) 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

| | |
|-----------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2019年5月13日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 40個 |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額 | 各本社債の発行価額は58,625,000円（額面100円につき金100円） 新株予約権の発行価額は無償 |
| (4) 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 出資の目的とする財産は、ウィズ・ヘルスケアファンドが保有する本既存社債32個（額面金額24億円）であります。 |
| (5) 当該発行による潜在株式数 | 6,122,715株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 上限転換価額は850円であり、本新株予約権付社債が全て上限転換価額で転換された場合における交付株式数は2,758,823株です。 下限転換価額は213円であり、本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における交付株式数は11,009,389株です。 |
| (6) 資金調達額 | 上記(4)に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行に際しては本既存社債が出資されるため、新たに調達される資金はありません。 |

| | |
|-------------------------|--|
| (7) 転換価額 | 当初転換価額：383 円 転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、かかる 90%に相当する金額に修正されます。但し、かかる金額が下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、かかる金額が上限転換価額を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とします。 |
| (8) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、全額をウィズ・ヘルスケアファンドに割り当てます。 |
| (9) 利率 | 本社債には利息を付しません。 |
| (10) その他 | 当社は、割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結します。本投資契約において規定される事項の詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。 |

(2) 本新株予約権

| | |
|-----------------------|--|
| (1) 割当日 | 2019 年 5 月 13 日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 156,800 個 第 17 回新株予約権：78,400 個 第 18 回新株予約権：78,400 個 |
| (3) 発行価額 | 総額 44,688,000 円 第 17 回新株予約権：37,632,000 円（第 17 回新株予約権 1 個当たり 480 円） 第 18 回新株予約権：7,056,000 円（第 18 回新株予約権 1 個当たり 90 円） |
| (4) 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 第 17 回新株予約権に係る出資の目的とする財産は、ウィズ・ヘルスケアファンドが保有する本既存社債 1 個（額面金額 7,500 万円）であります。 第 18 回新株予約権については金銭により払い込まれます。 |
| (5) 当該発行による潜在株式数 | 15,680,000 株（新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 17 回新株予約権：7,840,000 株 第 18 回新株予約権：7,840,000 株 第 17 回新株予約権の上限行使価額は 850 円、下限行使価額は 213 円です。いずれの本新株予約権についても、潜在株式数は上記記載の数字から変動しません。 |
| (6) 資金調達の額 | 5,998,496,000 円（差引手取概算額） 上記(4)に記載のとおり、第17回新株予約権の発行に際しては本既存社債が出資されるため、上記金額には第17回新株予約権に係る発行価額は含まれておりません。 |
| (7) 行使価額 | 第 17 回新株予約権：当初 383 円 第 18 回新株予約権：383 円 第 17 回新株予約権の行使価額は、第 17 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該 |

| | |
|-------------------------|--|
| | 効力発生日以降、かかる 90%に相当する金額に修正されます。但し、かかる金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、かかる金額が上限行使価額を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とします。 第 18 回新株予約権の行使価額の修正はありません。 |
| (8) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第 17 回新株予約権： ウィズ・ヘルスケアファンド 78,400 個 第 18 回新株予約権： ウィズ・ヘルスケアファンド 56,501 個 THE ケンコウ FUTURE ファンド 21,899 個 |
| (9) その他 | 当社は、割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結します。本投資契約において、第 17 回新株予約権については、一定の経営目標を達成した場合における行使強制権等も規定されますが、これらの事項の詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。 |

(注) 調達資金の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当するための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、ウィズ・パートナーズの提案を受けたスキームは、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権の発行により資金調達を行おうとするものであります。

資金調達の目的

当社は、日本発の最先端ナノテクノロジーであるミセル化ナノ粒子技術（注1）を活用し、ナノ粒子内に低分子、核酸、ペプチド医薬品を封入した抗がん剤を中心に、革新的な医薬品の開発を進めております。自社開発、製薬企業との共同開発及び導出先製薬企業による開発により、現在、シスプラチンミセル(NC-6004)、エピルビシンミセル(NC-6300)、ダハプラチンミセル(NC-4016)及びパクリタキセルミセル(NK105)の4つの医薬品候補が臨床試験段階にあります。また、前臨床段階として新たな大型医薬品創生のために基礎研究も取り組んでおります。

一方、当社は、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業及び周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携や業務提携を介して外部経営資源の活用や外部技術などの取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考え、①医薬品事業の経営基盤強化（開発、製造、販売体制構築等）の上で有力な企業、②医薬品事業、再生医療事業などの関連事業及び周辺事業拡大のための有力な企業との業務提携を行っております。これまで、TPG Biologics, Inc.（台湾）との共同研究開発契約締結及び同社への出資（2017年3月～2017年4月）、Tocagen Inc.（米国）への出資（2017年4月）、Vascular Biogenics Ltd. からの遺伝子治療薬「VB-111」の国内開発・販売権のライセンス権の取得（2017年11月）、ノーリツ鋼機株式会社及び株式会社ジーンテクノサイエンスとの業務提携並びに当社の株式会社ジーンテクノサイエンスへの資本参加及びノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社の当社株式取得による資本提携（2018年4月）、セオリアファーマ株式会社との業務提携の一環として耳鼻科領域における第Ⅲ相臨床試験の開始（2018年12月）等を実施してまいりました。

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、引き続き提携等により、事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施することで、さらなる成長を目指すことが必須と考えており、これらを実施する為の資金の調達を第一の目的としております。

資金調達のもう一つの目的は、当社が進めている開発パイプライン（注2）の承認申請を見据えた臨床開発の着実な推進、及び新たな大型医薬品の創出を目指す基礎研究の推進です。10年、20年先の将来においても、より安全で高い効果が期待できる医薬品に対する医療ニーズは変わることなく高いと考えており、その高い医療ニーズに応えることで持続的成長の実現を目指してまいります。

上述の開発パイプラインのうち、NC-6004は、自社及びライセンス先との共同開発によりグローバルに開発を推進しております。日本を含むアジア地域における第Ⅲ相臨床試験及び欧米における第Ⅱ相臨床試験を併行して実施中ですが、2018年7月にライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.とともに頭頸部がんを対象に免疫チェックポイント阻害剤との併用によるグローバルな臨床試験を実施するための新たなライセンス契約を締結し、臨床試験を順次開始しております。NC-6300につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中であり、2018年12月、第Ⅰ相パート試験において本製剤の安全性及び忍容性が認められ、主要評価項目を達成しました。現在、第Ⅱ相パート試験に移行すべく準備を行っております。また、Vascular Biogenics Ltd.からライセンスを受けた遺伝子治療薬VB-111については、同社の欧米におけるプラチナ耐性卵巣がんを対象に第Ⅲ相試験が実施されており、本年末の中間報告を踏まえ、日本国内における開発方針を検討し、承認申請を目指してまいります。セオリアファーマ株式会社とは耳鼻科領域における治療薬の第Ⅲ相臨床試験を実施いたします。また、当社は、開発パイプラインの推進と並行して、新たな大型医薬品を目指すための基礎研究を推進してまいります。当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子技術にこだわらず、上述の提携等により優れた医薬品のシーズを早期に取り込み、外部リソースを効果的に活用しながら、効率的に医薬品を創出する研究体制を整え、前臨床開発パイプラインの充実化を図ってまいります。いずれの開発パイプラインも今後の臨床試験を推進し、承認申請を目指すためには多額の資金需要が発生する見込みです。

このように、当社は提携等による新技術、新規医薬品の創出を図ると同時に、現在保有する基盤技術や開発パイプラインの価値最大化を同時に進める必要があると考えております。

それらの取組みは中長期的に当社の企業価値を最大化することに繋がり、既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(注1) 当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコール (PEG) からなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマーから構成されます。ブロックコポリマーを水中で拡散すると、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する平均的な直径20~100ナノメートル (nm) サイズの球状の集合体であるミセルを形成します。このミセルの疎水性内核部分に薬物や生理活性物質を封入することができます。アミノ酸の種類や構造を化学的に変化させることで様々な薬物の放出パターンを創生することが可能です。表面をPEGが覆うことで血液中での安定性を確保します。

ミセル化ナノ粒子を応用した医薬品開発の新薬開発上のメリットとしては、ミセル化ナノ粒子内からの薬物放出をコントロールすることで、副作用を引き起こす濃度以下に調整し安全性を高めるアプローチや、投与後の消失の速い薬物などの血中持続性を高めるアプローチ、腫瘍への薬物の移行量を増やすことで効果を高めるアプローチが期待できます。

ミセル化ナノ粒子を利用した抗がん剤開発の患者に期待されるメリットとしては、患者の生存期間の延長やがん関連症状の緩和へつながる治療効果の増大、安全性の向上 (=副作用の軽減)、簡便な投与で通院治療が可能になるなどの負担軽減、日帰り治療の可能性などから医療費削減など、患者のQOLの向上を目指しております。

(注2) 開発パイプラインとは、医薬品としての承認を得るために、臨床試験等の開発を進めている医薬品候補化合物 (新薬候補) のことをいいます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載しましたとおり、当社が引き続き提携等により事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施するとともに、当社が進めている大型医薬品を目指す基礎研究や開発パイプラインの承認申請を見据えた臨床開発を着実に推進するためには多額の資金が必要です。一方、当社の事業はまだ先行投資段階にあり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであり、先行投資により長期に赤字が続く状況に鑑みますと、金融機関からの間接金融により借入を行うのは極めて難しく、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。当社は、ウィズ・パートナーズの提案を受けて、2015年10月8日付で、本既存社債と第14回新株予約権を発行いたしました。かかる発行後、株価状況等により、本既存社債の転換及び第14回新株予約権の行使は想定どおりに進捗せず、第14回新株予約権については、2018年4月27日付で買取り、消却しております。他方、本既存社債については、額面金額30億円のうち、525百万円については当社普通株式に転換済みという状況にあります。本既存社債の償還期限は2021年10月8日であり、差し迫ってはいないものの、現状、株価が転換価額を大きく下回っている状況にあるため、転換の目途は立っておらず、このまま償還期限を迎えて償還が必要となれば、当社の財務状況に大きな影響が生じますので、ウィズ・パートナーズとの協議及び同社の協力のもと、この度、本既存社債を出資し本新株予約権付社債を発行することで実質的な条件変更（リファイナンス）を行い、また、その他必要な資金を調達するために本新株予約権を発行することを決議いたしました。上述のとおり、本既存社債については、償還期限まで2年ほどの期間がありますが、条件変更のうねりファイナンスを迅速に実行することにより、株価への影響を考慮し、一定の時間をかけてより確実にエクイティに転換されることを企図して、このタイミングでの実行となりました。本新株予約権付社債については、本既存社債とは異なり転換価額について株価に一定程度連動した修正条項が付されており、株価の変動に応じてその転換価額が修正されることとなります。本既存社債及び第14回新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

| | |
|-----------------------------------|---|
| 払込期日 | 2015年10月8日 |
| 調達資金の額 | 3,000,000,000円 |
| 転換価額 | 1株につき金1,114.5円 2018年4月28日付の転換価額の調整により発行当初の転換価額（1,140円）から変更されております。 |
| 募集時における発行済株式数 | 42,625,858株 |
| 割当先 | ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 |
| 当該募集による潜在株式数 | 2,631,578株 |
| 現時点における転換状況 | 460,526株（額面金額525,000,000円）につき転換済み |
| 発行時における当初の資金使途 | 資本・事業提携、M&A費用 |
| 発行時における支出予定時期 | 2015年11月から2021年10月まで |
| 現時点における充当状況 | 調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み |
| 本新株予約権付社債及び第17回新株予約権の発行に係る払込みへの充当 | 32個（額面金額24億円）を本新株予約権付社債の発行に係る払込みに、1個（額面金額7,500万円）を第17回新株予約権の発行に係る払込みに充当します。 |

第三者割当による第 14 回新株予約権の発行

| | |
|-----------------|---|
| 割当日 | 2015 年 10 月 8 日 |
| 発行新株予約権数 | 221 個 |
| 発行価額 | 総額 84,201,000 円 (新株予約権 1 個当たり 381,000 円) |
| 発行時における調達予定資金の額 | 6,382,701,000 円 (内訳) 新株予約権発行分 84,201,000 円 新株予約権行使分 6,298,500,000 円 |
| 割当先 | ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 |
| 募集時における発行済株式数 | 42,625,858 株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 5,525,000 株 |
| 現時点における行使状況 | 75,000 株につき行使済み 2018 年 4 月 27 日付で、当該時点で残存する第 14 回新株予約権の全部を買い取るとともに、買い取った新株予約権の全部を、買取り後直ちに消却しております。 |
| 現時点における調達した資金の額 | 169,701,000 円 |
| 発行時における当初の資金使途 | 資本・事業提携、M&A 費用 |
| 発行時における支出予定時期 | 2015 年 11 月から 2021 年 10 月まで |
| 現時点における充当状況 | 調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み |

当社は、割当予定先の業務執行組員としてのウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結する予定であり、本件発行証券の各発行要項及び本投資契約には、以下の内容が含まれております。

<社債権者の選択による繰上償還>

本新株予約権付社債の保有者は、当社による一定の組織再編行為が行われた場合や、当社が本新株予約権の取得を決定した場合等、一定の場合には、その選択により、本新株予約権付社債につき、その額面金額の 110%に相当する金額での繰上償還を請求することができます。

<新規の新株予約権付社債の引受権>

本新株予約権付社債の発行から 1 年後の時点で株価が低迷しており、本新株予約権付社債につき、仮に転換を行った場合には転換価額が下限転換価額となってしまうような状況である場合、ウィズ・パートナーズ又はその関連ファンドは、今般のスキームと同じように、本新株予約権付社債を出資して新たな新株予約権付社債を当社から引き受けることができます。この場合、原則として、転換価額は当該引受時点の株価を勘案して決定されるものの、それ以外の条件は、本新株予約権付社債と同等のものとなります。

<行使指示権（第 17 回新株予約権）>

以下の条件を達成した場合、当社は、第 17 回新株予約権について、各条件ごとに以下に記載される個数を上限として、割当予定先による新株予約権の行使を指示することができます。かかる行使指示が行われた場合、当該指示日から 3 営業日以内に、指示された個数の第 17 回新株予約権の行使が行われます。

- (1) 当社が開発中のパイプライン NC-6004 の頭頸部がんを対象とした免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験が、第Ⅱa 相パートから第Ⅱb 相パートへの移行を達成し、当該達成を合理的に示した証憑と共にウィズ・パートナーズに通知した場合：
上限 23,520 個
- (2) 当社が日本国内における開発及び開発権のライセンスを受けた遺伝子治療薬 VB-111 に関し、VBL 社が米国で進めている卵巣がんを対象とした第Ⅲ相試験の中間解析結果が当初目

的を達成し、承認申請に向けた開発を継続可能であることを合理的に示した証憑と共に
ウィズ・パートナーズに通知した場合：上限 23,520 個

(3) 当社がセオリアファーマ株式会社と共同開発を実施している耳鼻科領域における治療薬
の第Ⅲ相臨床試験の患者登録終了を達成し、当該達成を合理的に示した証憑と共にウィ
ズ・パートナーズに通知した場合：上限 15,680 個

(4) 当社が、その他当社の財務状況に好影響を与えると当社及びウィズ・パートナーズが合
理的に認める事由を達成した場合：上限 15,680 個

但し、かかる行使指示は、残存する第 17 回新株予約権の個数が発行総数の半分を下回らない
範囲でなされる必要があり、また、上記の達成事項ごとに定められる上限個数とは別に、指示で
きる個数については、以下の各号のいずれか低い個数を上回ることはできません。

(a) 行使指示がなされた日に先立つ直近10連続取引日の東京証券取引所における当社の普通
株式の普通取引の1日当たり平均出来高の20%に相当する個数

(b) 行使指示がなされた日における各割当予定先に対する貸株の合計数を100で除した個数

(2) 本資金調達を選択した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」及び上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載しておりますと
おり、当社の事業運営に際しては、引続き資金を必要とする状況にあります。今般の取組みのう
ち、本新株予約権付社債の発行は実質的な条件変更（リファイナンス）であり、かかる条件を設
計するに際しては、ウィズ・パートナーズとの協議に基づき、資金調達の確実性を重視した設計
としております。また、第 17 回新株予約権の設計に際しても、同様に資金調達の確実性を重視
しております。本新株予約権付社債及び第 17 回新株予約権は、当社普通株式の株価に基づき行
使価額が修正される設計となっておりますが、上方修正に上限が設けられております。当社とし
ましても、この点を軽視するものではありませんが、本既存社債の償還を回避することが当社に
とって重要性が高く、また、本新株予約権付社債について、ウィズ・ヘルスケアファンド以外の
引受先を見つけることが困難な状況において、今後の事業の発展を実現するために本新株予約権
付社債、第 17 回新株予約権及び第 18 回新株予約権のそれぞれの条件を一体としてウィズ・パ
ートナーズとの間で交渉していく中で、最適な資金調達方法を模索した結果、現状の条件となっ
ております。

当社は、上記に記載した資金調達の確実性を考慮し、また、下記に記載のメリット及び留意事
項、他の資金調達手法との比較も考慮し、今般の取組みの実施を決定いたしました。

<今般の取組みのメリット>

① リファイナンスによる転換可能性の増加

現状、当社普通株式の株価は、本既存社債の転換価額を大きく下回る水準で推移しており、こ
の状態のまま本既存社債の償還期限を迎えた場合、多額の資金の償還により、当社の財務状況に
大きな影響を及ぼす可能性があります。リファイナンスにより転換価額を現状の株価水準により
転換が可能な設計とすることにより、転換の可能性を増大させ、償還の回避及び財務体質の強化
が期待できます。

② リファイナンスによる実質的な償還期限の延長

本既存社債の償還期限は 2021 年 10 月 8 日である一方で、本新株予約権付社債の償還期限は
2021 年 12 月 29 日であるため、約 3 か月の期間ではありますが、本新株予約権付社債に係るリフ
ァイナンスによる実質的な償還期限の延長を受けることができます。

③ 本新株予約権に係る希薄化の限定

本新株予約権については、その株価動向に関わらず、最大交付株式数は固定されております。
また、第 18 回新株予約権は行使価額が固定化されているため、今後当社普通株式の株価が低く
推移した場合には行使がなされず、希薄化が抑制されます。

④ 資本政策の柔軟性の確保

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を
償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部を
取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

⑤ 追加的な資金調達

本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。特に、第 17 回新株予約権については、今後の当社普通株式の株価推移に伴い修正される設計となっており、今後、当社普通株式の株価が低く推移した場合でも、下限行使価額を下回らない限り行使を見込むことができます。また、第 17 回新株予約権については、当社による一定の経営目標の達成により、行使指示を行うことも可能ですので、これを有効に活用する意向であります。

<今般の取組みの留意事項>

① 本新株予約権付社債に係る希薄化

本新株予約権付社債の転換により発行される当社普通株式の数は、本社債の額面金額を転換価額で除した数となり、転換価額が低くなれば、転換により発行される当社普通株式数は増えることとなります。今般、リファイナンスにより、転換の確実性を増すために転換価額を引き下げ、また転換価額に上限を設けた形で修正条項を付す設計としておりますが、これにより、本新株予約権付社債の転換に係る潜在株式数は増大します。当社としましても、この点は重く受け止めておりますが、本既存社債に関して、現状、株価が転換価額を大きく下回っている状況にあり、転換の目途は立っておらず、このまま償還期限を迎えて償還が必要となれば、当社の財務状況に大きな影響が生じるため、本既存社債の償還を回避するための方策として、この点を受け容れざるを得ないと判断いたしました。

② 本新株予約権による資金調達までの必要期間

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、本新株予約権に係る資金調達を達成するまでには一定の期間を要することとなります。

③ 第17回新株予約権に係る調達予定額の未確定

第 17 回新株予約権の行使価額は、今後の当社普通株式の株価推移に伴い修正される設計となっております。今後、当社普通株式の株価が低く推移した場合には、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、長期間にわたり、株価が下限行使価額を下回るような水準で推移した場合には、第 17 回新株予約権の行使による資金調達が困難となる可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの中の契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 第17回新株予約権に係る調達予定額の増額の制限

第 17 回新株予約権については、行使価額の修正に上限が設けられており、当社普通株式の株価上昇による調達金額の増額に一定の制約があります。

⑥ 第18回新株予約権に係る行使価額の固定

第 18 回新株予約権については、行使価額が固定化されているため、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる可能性があります。

<他の資金調達方法との比較>

① 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する一時的かつ直接的な影響が大きいことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、既存株主の参加率が不透明であることから、本件第三者割当と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与

える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当増資

第三者割当によって一度に新株を発行する調達手法は、当社にとって有効な方法となり得ますが、現実的にそのような手法で、本資金調達手法と同規模の金額を引受けて頂ける投資家を見つけることは困難であると考えており、また実際にも見つけられておりません。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | |
|----------------------------|----------------|
| ① 払込金額の総額 | 6,012,496,000円 |
| (内訳) | |
| (ア) 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 | — |
| (イ) 第17回新株予約権の発行 | — |
| (ウ) 第17回新株予約権の行使 | 3,002,720,000円 |
| (エ) 第18回新株予約権の発行 | 7,056,000円 |
| (オ) 第18回新株予約権の行使 | 3,002,720,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 20,000,000円 |
| ③ 差引手取概算額 | 5,992,496,000円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、第18回新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であります。第17回新株予約権及び本新株予約権付社債の発行に際しては本既存社債が出資される予定であり、新たに調達される資金はないため、上記払込金額の総額には第17回新株予約権及び本新株予約権付社債に係る発行価額は含めておりません。なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権に係る新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、登録免許税及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、及び信託銀行手数料等）の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

| | 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|---|----------------------|-------------|----------------------|
| ① | 資本・事業提携・新規事業費用 | 2,500 | 2019年5月 ～2022年4月 |
| ② | 基礎研究・開発パイプラインの研究開発費用 | 3,492 | 2020年1月 ～2022年12月 |

(注) 1. 上記の使途及び金額は、従来の経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合又は当社の取り巻く環境の変化があった場合等、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。

2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

3. 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。また、資金使途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充当を含め、新たな資金調達を行う必要があります。

4. 上記①及び②の具体的な資金使途

①資本・事業提携・新規事業費用について

当社は、従来より、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携による外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になるとの考えのもと、M&A等に関する検討及び実施を続けてまいりました。現在具体的にM&A等を検討している案件はなく、具体的な相手先企業については、引き続き幅広く検討中ですが、今後は1) 医薬品事業の経営基盤強化（開発、製造、販売体制構築等）の上で有力な企業、2) 再生医療事業など関連事業の事業拡大のための有力な企業と業務提携や新規事業を確立する予定です。

②基礎研究・開発パイプラインの研究開発費用について

主要開発パイプラインであるシスプラチンミセル（NC-6004）、エピルピシンミセル（NC-6300）に加え、セオリアファーマ株式会社との共同開発品である耳鼻科領域の治療薬及びVB-111の研究開発費用を見込んでおります。シスプラチンミセル（NC-6004）については、日本を含むアジア地域においては提携先のOrient Europharma Co., Ltd.（台湾）と共同で第Ⅲ相臨床試験を実施しており、欧米においては自社開発により、第Ⅱ相臨床試験を実施中です。さらに、Orient Europharma Co., Ltd. ととともに頭頸部がんを対象に免疫チェックポイント阻害剤との併用によるグローバルな臨床試験を開始しております。また、エピルピシンミセル（NC-6300）については、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中であり、現在、第Ⅱ相パート試験に移行すべく準備を行っております。VB-111については、日本国内における臨床試験の開始準備の検討を進めております。いずれの開発パイプラインも、今後の臨床開発の進捗/開始に伴い、今後多くの資金需要が発生する見込みであり、今回調達した資金を、研究開発の進捗にあわせて支出する予定です。

具体的には、①NC-6004の頭頸部がん対象の免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験までの開発資金及びすい臓がんを対象とした第Ⅲ相臨床試験の開発資金として1,500百万円、②NC-6300の第Ⅱ相臨床試験までの開発資金として800百万円、③セオリアファーマ株式会社との共同開発による耳鼻科領域の治療薬の承認申請までの開発資金として500百万円、④VB-111の開発資金として500百万円を見込んでおります。

なお、①に記載のNC-6004の頭頸部がん対象の免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験までの開発資金については、別途開示しておりますCyntec Co., Ltd.への第三者割当による新株式発行により調達した資金も充当する予定ですが、2019年6月から2019年12月までの開発費用として見込んでおり、2020年1月以降は本調達資金を充当する予定です。

新たな大型医薬品を目指すための基礎研究推進においては、当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子技術にこだわらず、日本及びアジアを中心に優れた医薬品のシーズを早期に取り込み、外部リソースを効果的に活用しながら、効率的に医薬品を創出する研究体制を整え、前臨床開発パイプラインの充実化を図ってまいります。現時点では前臨床開発パイプラインに結びつくような具体的な医薬品シーズや外部リソースの導入が決定しているわけではありませんが、基礎研究推進の詳細につきましては個々の案件が具体化次第報告いたします。これらの基礎研究推進費用として192百万円を見込んでおります。

なお、当該資金使途の支出予定時期は、2020年1月以降を予定しております。これは、開発パイプラインの研究開発費用について、2019年12月までは、第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び当該新株予約権行使に伴う株式の発行により調達した金額の一部が残っており、また、別途開示しておりますCyntec Co., Ltd.への第三者割当による新株式発行により資金を調達する予定であり、それらを含む現在の手元の資金で対応可能であるためです。実際の支出予定時期まで半年程度の猶予がありますが、今回の本新株予約権を使った資金調達スキームは、実際に新株予約権が行使され、当社が資金を調達するまでに一定の期間を要することから、当該期間を踏まえると、現時点において迅速な対応が必要であるため、このタイミングでの発行を行うものです。

5. 当社が過去に実施した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行による資金調達により調達した資金の充当状況等は以下のとおりです。

第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

| 具体的な使途 | 充当予定額 | 充当状況 | 支出予定時期 |
|--------|-------|------|--------|
|--------|-------|------|--------|

| | | | |
|---------------|-------|--------------------|-------------------|
| | (百万円) | | |
| 資本・事業提携、M&A費用 | 3,000 | 発行時の当初の資金使途に全て充当済み | 2015年11月～2021年10月 |

※当社は第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当により、3,000,000,000円を調達しており、2019年4月24日現在、額面金額525,000,000円については当社普通株式に転換済みです。

第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

| 具体的な使途 | 充当予定額 (百万円) | 充当額 (百万円) | 支出予定時期 |
|-----------------|----------------|--------------|------------------|
| 開発パイプラインの研究開発費用 | 4,659 | 900 | 2018年10月～2021年9月 |

※当社は、第16回新株予約権の第三者割当により、2019年4月22日現在、2,290,071,955円を調達しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権それぞれの発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼しました。当社は、プルータス・コンサルティングから提供された算定結果を踏まえ、下記のとおり、各証券の発行条件の合理性を判断しております。

① 本新株予約権付社債

プルータス・コンサルティングは、本新株予約権付社債について、評価基準日の市場環境、当社株価、配当率、無リスク利率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動（当社は基本的には割当予定先の転換を待つが、当社株価が当初株価の200%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が転換価額を上回っている場合、転換を行い、転換された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約5%を目安に売却をするものとする。）、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。かかる算定方法に基づきプルータス・コンサルティングが算定した本新株予約権付社債の公正価値は、社債額面100円につき98.59円（本新株予約権付社債全体につき2,312,000,000円）でありました。

一方、本新株予約権付社債の発行に際しては、現金での払込に代えて、本既存社債32個が出資されますので、本新株予約権付社債の発行条件の合理性を判断するに際しては、本既存社債の価値評価も実施する必要があります。本既存社債の価値について、プルータス・コンサルティングは、評価基準日の市場環境、当社株価、配当率、無リスク利率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動（当社は基本的には割当予定先の転換を待つが、当社株価が本既存社債の転換価額の200%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が転換価額を上回っている場合、転換を行い、転換された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約5%を目安に売却をするものとする。）、その他本既存社

債の発行要項、発行条件及び本既存社債に係る投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、その公正価値を本既存社債 1 個につき 73, 500, 000 円（本既存社債 32 個につき 2, 352, 000, 000 円）と算定されております。

当社は、上記評価を参考にし、本新株予約権付社債の価値を、出資される財産である本既存社債 32 個の価値が上回ることから、本新株予約権付社債をその額面金額 100 円につき 100 円で発行することを決定いたしました。上記に記載した理由から、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行は有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、その発行に際して出資される財産の価値が本新株予約権付社債の価値を上回っていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 第17回新株予約権

プルータス・コンサルティングは、第 17 回新株予約権について、評価基準日の市場環境、当社株価、配当率、無リスク利率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動（当社には基本的には割当予定先の権利行使を待つが、当社株価が当初株価の 200%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い、行使された株式については、市場への影響に留意して 1 日当たりの平均売買出来高の約 5%を目安に売却をするものとする。）、その他第 17 回新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。かかる算定方法に基づきプルータス・コンサルティングが算定した第 17 回新株予約権の公正価値は、第 17 回新株予約権 1 個当たり 480 円（第 17 回新株予約権全体につき 37, 632, 000 円）でありました。

第 17 回新株予約権についても、本新株予約権付社債と同様、現金での払込に代えて本既存社債 1 個が出資されますが、本既存社債の公正価値は、上記「①本新株予約権付社債」に記載しましたとおり、本既存社債 1 個につき 73, 500, 000 円と算定されております。

当社は、上記評価を参考にし、第 17 回新株予約権の価値を、その発行に際して出資される財産である本既存社債 1 個の価値が上回ることから、第 17 回新株予約権 1 個につき、その評価額と同額である 480 円で発行することを決定いたしました。上記に記載した理由から、第 17 回新株予約権の発行条件は合理的であり、第 17 回新株予約権の発行は有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、第 17 回新株予約権の発行条件に関して、第三者算定機関の選定が妥当であること、その発行に際して出資される財産の価値が第 17 回新株予約権の価値を上回っていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

③ 第18回新株予約権

プルータス・コンサルティングは、第 18 回新株予約権について、評価基準日の市場環境、当社株価、配当率、無リスク利率、株価変動性、発行会社及び割当予定先の行動（当社には基本的には割当予定先の権利行使を待つが、当社株価が当初株価の 200%を超過した場合、取得するものとする。割当予定先は基本的に株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い、行使された株式については、市場への影響に留意して 1 日当たりの平均売買出来高の約 5%を目安に売却をするものとする。）、その他第 18 回新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。かかる算定方法に基づきプルータス・コンサルティングが算定した公正価値は、第 18 回新株予約権 1 個当たり 90 円でありました。

当社は、上記評価を参考にし、第 18 回新株予約権の発行価額を、第 18 回新株予約権 1 個につき、公正価値と同額の 90 円としており、かかる発行価額は適正かつ妥当な価額であり、第 18 回新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、第18回新株予約権の発行条件に関して、第三者算定機関の選定が妥当であること、その発行価額が評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数（6,122,715株）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（15,680,000株）を合算した総株式数は21,802,715株（議決権数218,027個）（但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数11,009,389株を合算した総株式数は26,689,389株（議決権数266,893個））であり、2019年3月31日現在の当社発行済株式総数49,402,584株（議決権総数493,974個）に対して、44.13%（議決権総数に対し44.14%）の希薄化（本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は54.02%（議決権総数に対し54.03%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）が生じるものと認識しております。

また、当社は、本日公表の「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、Cyntec Co.,Ltd.に対して705,800株（議決権数7,058個）の当社普通株式を割り当てること（以下「本第三者割当（株式）」といいます。）を公表しております。本第三者割当（株式）に関する株式数及び議決権数を上記の本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合に交付される総株式数に合算した合計株式数は27,395,189株（議決権数273,951個）であり、2019年3月31日現在の当社発行済株式総数49,402,584株（議決権総数493,974個）に対して、55.45%（議決権総数に対し55.46%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）が生じることとなります。

他方で、上記「2.募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の中長期的な発展を実現するためには、本件第三者割当を実行する必要性は極めて高く、また、その規模はかかる必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な手法と考えられ、さらに上記「(1)払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。割当予定先の保有方針は、下記「7.割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおりであり、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれがありますが、当社株式の取引量（直近6ヶ月の1日平均売買高1,028,322株）から、市場で吸収できる当社株式の流動性は相応にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様にご与える影響を考慮してもなお、本件第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

(2019年3月31日現在)

| | | |
|-------------------|---|--|
| 名称 | ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 | |
| 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 | |
| 設立根拠等 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。） | |
| 組成目的 | 尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資することを目的として本組合は組成されました。 | |
| 組成日 | 2014年10月1日 | |
| 出資の総額 | 15,480,000,000円 | |
| 出資者・出資比率・出資者の概要 | <p>1. 38.8% 独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>2. 12.9% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (年金特定信託46626-6030) (同社は企業年金基金の受託者です。)</p> <p>※上記以外に10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは1.3%を出資しております。</p> | |
| 業務執行組合員の概要 | 名称 | 株式会社ウィズ・パートナーズ |
| | 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 CEO 安東 俊夫 |
| | 事業内容 | <p>1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成</p> <p>2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用</p> <p>3. 経営全般に関するコンサルティング</p> <p>4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業</p> |
| | 資本金 | 1億円 |
| | 主たる出資者及び出資比率 | <p>1. 9.63% 松村 淳</p> <p>2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社</p> <p>3. 81.28% その他25名</p> |
| 上場会社と当該ファンドとの間の関係 | 上場会社と当該ファンドとの間の関係 | 当該ファンドは、当社の本既存社債33個（額面金額2,475,000,000円）を保有しています。 |
| | 上場会社と業務執行組合員との間の関係 | 該当事項はありません。 |

② THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

(2019年3月31日現在)

| | | |
|-------------------|--|---|
| 名称 | THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合 | |
| 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階 | |
| 設立根拠等 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。） | |
| 組成目的 | 日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。 | |
| 組成日 | 2017年1月20日 | |
| 出資の総額 | 6,000,000,000円 | |
| 出資者・出資比率・出資者の概要 | 1. 20.00% 日本メナード化粧品株式会社 2. 16.66% あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ※上記以外に10%以上の出資者はありません。なお、本組合の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズは1.66%を出資しております。 | |
| 業務執行組合員の概要 | 名称 | 株式会社ウィズ・パートナーズ |
| | 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 CEO 安東 俊夫 |
| | 事業内容 | 1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 |
| | 資本金 | 1億円 |
| | 主たる出資者及び出資比率 | 1. 9.63% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.28% その他25名 |
| 上場会社と当該ファンドとの間の関係 | 上場会社と当該ファンドとの間の関係 | 該当事項はありません。 |
| | 上場会社と業務執行組合員との間の関係 | 該当事項はありません。 |

※当社は、割当予定先であるウィズ・ヘルスケアファンド、THEケンコウFUTUREファンド及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ並びにその代表者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチャー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。また、割当予定先の主たる出資者及び他の出資者についても、未上場企業及び個人については、株式会社トクチャーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。なお、割当予定先の主たる出資者である、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、

反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。さらに、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社が見受けられますが、それらの会社については、証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書及び行動規範等において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることをホームページにより確認しております。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本件第三者割当に至るまで、本既存社債及び第 14 回新株予約権の発行のほか、2012 年 3 月 21 日付で、ウィズ・パートナーズが創設及び運営を行っているウィズ・ヘルスケア PE 1 号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合に対し、第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債並びに第 8 回新株予約権を発行しております。ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期から投資をし、また国内外の投資先の IPO、M&A、事業提携等に多くの実績を残してきたことから、その長い経験を基にしたグローバルなネットワークを構築しています。バイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルであることに加え、企業経営等に精通したメンバーが参加している会社でもあり、ミセル化ナノ粒子という当社のプラットフォーム技術を基礎に、抗がん剤の創薬事業を進める当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示していただき、これまでの長期間にわたり良好な関係を構築してまいりました。

したがって、従来よりウィズ・パートナーズとは、当社の企業価値を高めるために、その国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業との提携等の事業開発、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得という事業面でのサポート及び IR を含めた経営面でのサポートをいただいております。

かかる状況において、上述のとおり本既存社債に関する転換の目途が立たず、また当社の事業運営及び中長期的な発展のために引続き資金が必要な中で、そのための方策についてウィズ・パートナーズと協議を重ねておりましたところ、2019 年 3 月に、本件第三者割当の提案を受けました。今回の割当予定先の一つであるウィズ・ヘルスケアファンドは、生命及び健康な生活に資する企業及びライフサイエンスを含む各分野で次世代の産業基盤を構築できると期待される企業を投資対象として、当該企業の価値向上を主たる目的として組成されており、また、もう一方の割当予定先である THE ケンコウ FUTURE ファンドも日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成されたファンドであって、当社の事業が割当予定先の企図する投資対象に合致することから投資の提案があったものです。

当社は、今後、「グローバル・イノベーション・ファーマ」へ成長するための早急なる基盤構築のためには、ウィズ・パートナーズによる支援が不可欠と考えており、これまでの継続的な関係を通じて同社には当社の事業内容、経営課題及び資本政策に十分な理解を得ていただいていることから、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先のうち、ウィズ・ヘルスケアファンドは、尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新又は画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、また THE ケンコウ FUTURE ファンドは、日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使用されるほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パ

ートナーズを通して国内外の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。

割当予定先からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきまして、以下のとおり口頭にて確認しております。

- ① 原則として、長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であり、具体的には、市場での売却のほか、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先又は当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、株主構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標であること。
- ② 当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行うこと。
- ③ 本件第三者割当に伴い割当予定先は、当社代表取締役より当社普通株式について借株を行う旨を本投資契約へ記載し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うこと。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けは行わないこと。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないこと。

但し、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。なお、当社普通株式の市場売却については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることもありえます。ウィズ・パートナーズが重要事実を知った場合においては、当該重要事実が公表されるまでの期間、インサイダー取引規制上、当社普通株式を株式市場で売却することはできないこととなります。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズと締結する本投資契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（ウィズ・パートナーズが割当予定先をして本新株予約権付社債及び第 17 回新株予約権を第三者に売却させる場合並びにその後本新株予約権付社債及び第 17 回新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である THE ケンコウ FUTURE ファンドの払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、THE ケンコウ FUTURE ファンドの 2019 年 4 月 24 日現在の預金残高照会帳票を入手し、THE ケンコウ FUTURE ファンドに割り当てる予定の第 18 回新株予約権の発行価額及びその行使に際して必要となる金額を十分に賄える自己資金を保有していることを確認しており、THE ケンコウ FUTURE ファンドに割り当てる予定の第 18 回新株予約権の発行及びその行使に係る払込みのための資力は十分であると判断しております。

割当予定先であるウィズ・ヘルスケアファンドの払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、ウィズ・ヘルスケアファンドの 2019 年 4 月 24 日現在の預金残高照会帳票を入手し、ウィズ・ヘルスケアファンドに割り当てる予定の第 18 回新株予約権の発行価額を十分に賄える自己資金を保有していることを確認しております。ウィズ・ヘルスケアファンドに割り当てる予定の第 17 回新株予約権及び第 18 回新株予約権の行使に際して必要となる資金としては、自己資金に加えて、ウィズ・ヘルスケアファンドが本新株予約権付社債を転換して取得す

る当社普通株式を市場で売却すること、又は必要に応じて借入れを行うことにより賄う見込みである旨、ウィズ・パートナーズへのヒアリングにより確認しております。

なお、本新株予約権付社債及び第 17 回新株予約権の発行に係る払込みは、金銭による払込みに代えて本既存社債が出資される予定であり、払込みの確実性については問題とならないと判断しているため、これらの証券に関する割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認はしていません。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、当社の株主である当社代表取締役社長 CEO 中富一郎は、その保有する当社普通株式について、各割当予定先への貸株を行う予定です。各割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

8. 大株主及び持株比率

| 募集前 (2019年3月31日現在) | | |
|--|-----------|----------|
| 氏名又は名称 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
| 信越化学工業株式会社 | 2,660,000 | 5.38% |
| ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社 | 1,500,000 | 3.04% |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 1,450,300 | 2.94% |
| 中富一郎 | 1,009,000 | 2.04% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 854,600 | 1.73% |
| THE BANK OF NEW YORK 133652 | 815,800 | 1.65% |
| CYNTEC CO., LTD. | 623,200 | 1.26% |
| 松井証券株式会社 | 598,200 | 1.21% |
| 中外製薬株式会社 | 389,400 | 0.79% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 337,687 | 0.68% |

(注) 1. 割当予定先の保有方針は上記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」記載のとおり、長期保有ではありませんので、募集後の大株主及び持株比率は省略しております。

2. 募集前の持株比率は、2019年3月31日現在の株主名簿をもとに算出しています。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本第三者割当 (株式) による株式発行後の大株主及び持株比率については、本日公表の「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

9. 今後の見通し

本件により当期 (2020年3月期) の業績に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合に交付される株式数 (11,009,389株)、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 (15,680,000株) 及び本第三者割当 (株式) により発行される株式数 (705,800株) を全て合算した総株式数27,395,189株に係る議決権数273,951個については、当社の総議決権数493,974個 (2019年3月31日現在) に占める割合が55.46%

と25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本件第三者割当及び本第三者割当（株式）による調達資金について、本件第三者割当については、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また、本第三者割当（株式）については、対象となる割当先に対して割当を行って資本業務提携を強化・促進する必要があること、さらに現在の当社の財務状況及び、「4. 上記①及び②の具体的な資金使途」に記載のとおり、実際に資金を調達できるまでの期間を考慮して現時点で迅速に本件第三者割当に係る発行を実施する必要があることに鑑みると、本件第三者割当及び本第三者割当（株式）に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本件第三者割当及び本第三者割当（株式）の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である高橋明人弁護士（高橋・片山法律事務所）、当社の社外監査役である森嶋正氏と当社の社外監査役である中山美恵子氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本件第三者割当及び本第三者割当（株式）の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2019年4月24日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

意見の結論

本件第三者割当及び本第三者割当（株式）の必要性及び相当性について問題はない。

結論に至った理由

①必要性

当社において、新株式の発行に関してはOrient Europharma Co., Ltd.（以下「OEP」という。）との資本業務提携の強化・促進についての具体的な内容を、本件新株予約権付社債に関しては本既存社債の条件変更（リファイナンス）についての具体的な内容を、本新株予約権に関しては各資金需要の個別の予定必要金額及び想定される支出時期等を前提として、今般の本件第三者割当及び本第三者割当（株式）の実施についてそれぞれ検討が行われていると言え、これらの点に関する当社説明及び当社が第三者委員会に提示した資料の内容について特に不合理な点も見出せず、特に資金調達に関しては当社における当面の研究・開発資金等の確保及び中長期的な財務基盤の安定に向けられたもの、また当社の事業成長戦略の推進に向けられたものとして、合理的な第三者割当の必要性が認められる。

②相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

新株式の発行はOEPとの資本業務提携の強化・促進を目的としたものであり、同資本業務提携の趣旨に沿うべく、借入れや社債の発行、あるいは公募増資等の手段ではなく、第三者割当による新株式の発行という手段を選択しているとのことである。

本新株予約権付社債及び本新株予約権に関して、現状の当社普通株式の株価の状態のまま本既存社債の償還期限を迎えた場合、多額の資金の償還により、当社の財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があるが、今般のリファイナンスにより償還の回避及び財務体質の強化が期待できるとのことである。加えて、本新株予約権付社債については当社の判断により償還することが可能であり、また本新株予約権については当社の判断により取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できると考えられるとのことである。これらの条件の下、本新株予約権付社債に係るリファイナンスにより実質的な償還期限の延長を受けることができ、本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達ができるとのことである。特に、第17回新株予約権については、株価推移に伴い行使価額が修正される設計により、今後、当社普通株式の株価が低く推移した場合でも、下限行使価額を下回らない限り行使を見込むことができ、また、同新株予約権については、当社による一定の経営目標の達成により、行使指示を行うことも可能であり、当

社においてはこれを有効に活用する意向であるとのことである。

これらに対して、公募増資による新株式の発行は、株価に対する一時的かつ直接的な影響が大きいことから、資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。また、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けていないとのことである。株主割当増資については、既存株主の参加率が不透明であることから、本件第三者割当と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。大規模な第三者割当による株式の発行という調達手法に関しては、今般の本新株予約権付社債及び本新株予約権と同規模の金額を引き受ける投資家を見つけることが困難であると考えられ、また実際にも見つけられていないとのことである。これらのほか、借入れ又は（単純な）社債による資金調達では、調達額が全額負債となり、当社の財務状況に与えるインパクトが大きいと考えられることから、今回の資金調達においては適切ではないと判断したとのことである。

第三者委員会としては、上記の説明において特に不合理な点は見出せない。

(イ) 割当予定先について

本第三者割当（株式）に係る割当予定先である Cyntec Co., Ltd. に関しては、その親会社である OEP と当社との間で、2008 年 9 月、提携関係がスタートし現在に至っている。その上で、今般、当社の主要パイプラインである NC-6004 の推進において OEP とのより強固な協力体制を確保し、提携内容の拡充を図るために、Cyntec Co., Ltd. を割当予定先に決定している。

ウィズ・ヘルスケアファンドについては、その業務執行組合員であるウィズ・パートナーズがバイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルであることに加え、企業経営等に精通したメンバーが参加している会社でもあり、当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示し、これまでの長期間にわたり良好な関係を構築している。さらに、THE ケンコウ FUTURE ファンドについても、当社の事業が同ファンドの企図する投資対象に合致することから投資の提案があり、これを受けて当社としても今般の割当予定先に決定している。

割当予定先の払込みに要する財産の存在に関しても、本件の割当予定先として十分であることを当社において確認しており、加えて反社会的勢力に該当するか否かの所要の調査の過程で特に問題のある情報は検出されていない。

したがって、これらの点において、当該割当予定先を選定したことの合理性が認められる。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本件第三者割当における発行条件の合理性を検討するに際し、本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに本既存社債の各公正価値評価について、プルータス・コンサルティングの作成に係る各評価報告書を検討し、同社が当該各公正価値評価をどのように算出したかについて確認を行っている。その上で、同評価報告書に記載の各事項について特に不合理な点を見出していない。また、その他の発行条件についても、当社と割当予定先との間で本件第三者割当に関して締結される契約書の主要な条件を検討し、特に不合理な点を見出していない。当該契約書については当社のリーガルアドバイザーとして外部の法律事務所における弁護士がその内容の精査・検討を担当しているとのことで、かかる契約締結プロセスにも特段の不備を見出していない。

(エ) 希薄化について

本件第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じる可能性があるものの、本件第三者割当により本既存社債のリファイナンスが実行されるとともに、調達した資金が、前記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の各資金需要のために用いられるものであり、当社における中長期的な財務基盤の安定、また当社の事業成長戦略の推進、ひいては当社の企業価値の向上にそれぞれ資するものであり、経営上の合理性を有するものであると考えられる。なお、本新株予約権については、当社の株価動向に関わらず、最大交付株式数は固定されているとともに、第 18 回新株予約権は行使価額が固定化されているため、今後当社普通株式の株価が低く推移した場合には行使がなされず、希薄化が抑制されると考えられる。これらを踏まえると、本件第三者割当が当社の株主価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、当社の株主にとっては希薄化

を上回る効果があると評価できる。したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本件第三者割当による希薄化の程度に照らしても合理性が認められる。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、本件第三者割当及び本第三者割当（株式）を行うことを決議いたしました。

（※）当社と高橋明人弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

| | 2016年3月期 | 2017年3月期 | 2018年3月期 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 243 | 218 | 259 |
| 営業利益 | △2,082 | △2,712 | △5,351 |
| 経常利益 | △2,381 | △2,619 | △5,304 |
| 当期純利益 | △2,537 | △2,676 | △5,416 |
| 1株当たり当期純利益（円） | △59.53 | △62.07 | △125.39 |
| 1株当たり配当金（円） | — | — | — |
| 1株当たり純資産（円） | 278.82 | 227.75 | 103.38 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2019年3月31日現在）

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-----------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 49,402,584株 | 100.00% |
| 現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数 | 6,214,226株 | 12.58% |

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

| | 2017年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 1,370円 | 730円 | 737円 |
| 高値 | 2,095円 | 1,337円 | 804円 |
| 安値 | 735円 | 618円 | 281円 |
| 終値 | 735円 | 740円 | 420円 |

（注）各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

②最近6ヶ月間の状況

| | 2018年 11月 | 12月 | 2019年 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|----|--------------|------|-------------|------|------|------|
| 始値 | 406円 | 416円 | 311円 | 330円 | 456円 | 428円 |
| 高値 | 438円 | 433円 | 426円 | 507円 | 585円 | 481円 |
| 安値 | 388円 | 281円 | 311円 | 323円 | 410円 | 402円 |
| 終値 | 413円 | 326円 | 328円 | 463円 | 420円 | 425円 |

（注）2019年4月の株価については、2019年4月24日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

| | 2019年4月24日 |
|----|------------|
| 始値 | 428円 |

| | |
|-----|-------|
| 高 値 | 433 円 |
| 安 値 | 423 円 |
| 終 値 | 425 円 |

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 払 込 期 日 | 2018年4月27日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 1,203,000,000 円 (差引手取概算額) |
| 発 行 価 額 | 806 円 |
| 募集時における 発行済株式数 | 43,236,584 株 |
| 当該募集による 発行株式数 | 1,500,000 株 |
| 募集後における発行 済株式総数 | 44,736,584 株 |
| 割 当 先 | ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社 |
| 発行時における 当初の資金使途 | ジーンテクノサイエンス株式取得費用 |
| 発行時における 支出予定時期 | 2018年4月 |
| 現時点における 充 当 状 況 | 調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み |

②第三者割当による第16回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

| | |
|----------------------------------|--|
| 割 当 日 | 2018年4月27日 |
| 発行新株予約権数 | 6,481 個 |
| 発 行 価 額 | 5,555 円 (総額 36,001,955 円) |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 4,659,916,955 円 |
| 割 当 先 | メリルリンチ日本証券株式会社 |
| 募集時における 発行済株式数 | 43,236,584 株 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 6,481,000 株 |
| 現時点における 行 使 状 況 | 行使済株式数：4,668,000 株 (残新株予約権数 1,813 個、行使価額 429 円) 行使価額は 2019 年 4 月 22 日付の調整後の価額です。 |
| 現時点における 調 達 資 金 の 額 | 2,290,071,955 円 |
| 発行時における 当初の資金使途 | 開発パイプラインの研究開発費用 |
| 現時点における 充 当 状 況 | 調達した 2,266 百万円のうち 900 百万円を当初の資金使途に従い充当しております。 |

以上

ナノキャリア株式会社 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が2019年4月25日開催の取締役会の決議により2019年5月13日に発行するナノキャリア株式会社 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 ナノキャリア株式会社 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金2,345,000,000円（額面総額2,345,000,000円）
3. 各募集社債の金額 金58,625,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額及び本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約の内容
金58,625,000円（額面100円につき金100円）
但し、割当先は、本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて、当社が2015年10月8日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債32個（額面金額24億円）を給付する契約を締結する予定である。
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 2019年5月13日
9. 申込取扱場所 ナノキャリア株式会社 総務人事部
千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
10. 本社債の払込期日 2019年5月13日
11. 新株予約権の割当日 2019年5月13日
12. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充た

すものであり、社債管理者は設置されない。

15. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、2021年12月29日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、2019年5月14日以降、2021年12月28日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該償還の対象となる本新株予約権付社債の額面金額に、当該繰上償還日に応じて定められる以下に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することができる。

| | |
|--------------------------------|--------|
| ・2019年5月14日から2020年5月13日までの期間： | 100.5% |
| ・2020年5月14日から2021年5月13日までの期間： | 101.0% |
| ・2021年5月14日から2021年12月28日までの期間： | 101.5% |

(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の5営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若

しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。

- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「**転換価額**」という。）は、当初383円（以下「**当初転換価額**」という。）とする。但し、転換価額は、本項第(4)号乃至第(9)号の定めるところに従い修正又は調整される。

(4) 転換価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。修正日価額が213円（以下「**下限転換価額**」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、修正日価額が850円（以下「**上限転換価額**」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。下限転換価額及び上限転換価額は、本項第(5)

号乃至第(9)号の規定を準用して調整される。

(5) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**転換価額調整式**」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{既発行} \\ \text{転換価額} & = & \text{株式数} \\ \text{調整前} & \times & \text{株式数} \\ \text{転換価額} & & + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの} \\ & & \text{払込金額}}{\text{時 価}} \\ & & \text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \end{array}$$

(6) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(8)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(8)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（3%未満の希薄化に限る。）を発行する場合を除く。）する場合
調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株

予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価(本④において「**取得価額等**」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(第 17 回新株予約権に関する変更及び本号乃至第(9)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「**下方修正等**」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「**取得価額等修正日**」という。)における本項第(8)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による転換価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(8)号④に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号③乃至④における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における 1 株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総

会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該期} \\ (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{間内に交付され} \\ \text{た株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ⑦ 本号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (7) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(6)号乃至第(9)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- ④ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(6)号乃至第(9)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普

通株式の株式数を加えたものとする。

- ⑤ 本項第(6)号の規定に拘らず、本項第(6)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(4)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、転換価額、上限転換価額及び下限転換価額につき、必要な調整を行う。
- (9) 本項第(6)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 本項第(5)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、上限転換価額及び下限転換価額、調整後の転換価額、上限転換価額及び下限転換価額並びにその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (11) 本新株予約権を行使することができる期間
2019年5月13日から2021年12月28日までとする。但し、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2021年12月29日以後に本新株予約権を行使することはできない。
- (12) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (13) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (14) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げ

た金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(15) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初転換価額は 383 円とした。

(16) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(11)号記載の行使期間中に、本項第(19)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(17) 新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(19)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(18) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(19) 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

ナノキャリア株式会社 管理本部管理部

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第21項に定める公告に関する費用
- (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**ナノキャリア株式会社 第17回新株予約権
発行要項**

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が2019年4月25日開催の取締役会の決議により2019年5月13日に発行するナノキャリア株式会社 第17回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 ナノキャリア株式会社 第17回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,840,000株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）

但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第12項及び第13項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{交付株式数} \end{array} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項及び第13項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第13項及び第16項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 78,400 個

4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金480円

5. 新株予約権の払込金額の総額

金37,632,000円

但し、割当先は、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに代えて、当社が2015年10月8日に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債1個（額面金額7,500万円）を給付する契約を締結する予定である。

6. 申込期日 2019年5月13日

7. 割当日及び払込期日 2019年5月13日
8. 申込取扱場所 ナノキャリア株式会社 総務人事部
千葉県柏市若柴 226 番地 39 中央 144 街区 15
9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合に割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 383 円（以下「**当初行使価額**」という。）とする。

11. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。修正日価額が 213 円（以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、修正日価額が 850 円（以下「**上限行使価額**」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。下限行使価額及び上限行使価額は、第 12 項乃至第 16 項の規定を準用して調整される。

12. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 13 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

13. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 15 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第15項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（3%未満の希薄化に限る。）を発行する場合を除く。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「**取得価額等**」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に関する変更及び本項乃至第16項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「**下方修正等**」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における第15項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修

正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第15項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第25項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

14. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

15. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45

取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第13項乃至第16項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
 - (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第13項乃至第16項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
 - (5) 第13項の規定に拘らず、第13項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、行使価額、上限行使価額及び下限行使価額につき、必要な調整を行う。
16. 第13項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
17. 第12項乃至第16項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、上限行使価額及び下限行使価額、調整後の行使価額、上限行使価額及び下限行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

18. 本新株予約権を行使することができる期間
2019年5月14日から2021年12月29日。
但し、第20項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。
19. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
20. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、1か月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
21. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
22. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
23. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
24. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、当初行使価額は、383円に決定した。
25. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第26項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行

使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 18 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 27 項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

26. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

27. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 東京中央支店

28. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**ナノキャリア株式会社 第18回新株予約権
発行要項**

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が2019年4月25日開催の取締役会の決議により2019年5月13日に発行するナノキャリア株式会社 第18回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 ナノキャリア株式会社 第18回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,840,000株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）

但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{交付株式数} \end{array} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- | | | |
|----|---------------|--|
| 3. | 本新株予約権の総数 | 78,400 個 |
| 4. | 各本新株予約権の払込金額 | 本新株予約権 1 個当たり金 90 円 |
| 5. | 新株予約権の払込金額の総額 | 金 7,056,000 円 |
| 6. | 申込期日 | 2019 年 5 月 13 日 |
| 7. | 割当日及び払込期日 | 2019 年 5 月 13 日 |
| 8. | 申込取扱場所 | ナノキャリア株式会社 総務人事部 千葉県柏市若柴 226 番地 39 中央 144 街区 15 |
| 9. | 募集の方法及び割当先 | 第三者割当の方法により、ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合に 56,501 個、THE ケンコウ FUTURE |

投資事業有限責任組合に 21,899 個をそれぞれ割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、383 円とする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第 12 項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第 14 項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（3%

未満の希薄化に限る。)を発行する場合を除く。)する場合
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価(本号において「**取得価額等**」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 17 回新株予約権に関する変更、並びに本項乃至第 15 項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「**下方修正等**」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「**取得価額等修正日**」という。)における第 14 項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第 14 項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- (5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(3)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又

は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第24項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通

株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

15. 第 12 項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第 11 項乃至第 15 項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
2019 年 5 月 14 日から 2021 年 12 月 29 日。
但し、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の 1 週間前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、1 か月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。

20. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
21. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第 (1) 号記載の資本金等増加限度額から本項第 (1) 号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、383 円に決定した。
24. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。
 - (2) ① 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
25. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

26. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 東京中央支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。